

令和4年度東京都
フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業
(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援)
補助金交付要綱

目次

(本則)

第1	通則.....	1
第2	目的.....	1
第3	補助対象事業と本要綱の構成.....	1
第4	補助金額.....	1
第5	補助金の交付申請.....	1
第6	補助金の交付決定.....	2
第7	補助金の交付申請の撤回.....	2
第8	業務実績報告.....	2
第9	補助金額の確定.....	3
第10	補助金の支給.....	3
第11	関係者の責務.....	3
第12	立入検査.....	3
第13	適用期間.....	3
第14	その他附則.....	3

募集要項

令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金に関する「補助事業者」募集要項

令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金交付要綱（本則）

4 政 戦 戦 第 281号

令 和 4 年 5 月 31日

第1 通則

- 1 令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）の実施に係る補助事業者（以下、「補助事業者」という。）は、令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金に関する募集要項（以下「募集要項」という。）で定める内容を遵守するものとする。

第2 目的

この補助金は、フィンテック企業の都内進出や事業化を加速させるため、ピッチイベントにおいて受賞等の良好な成績を収めた有望なフィンテック企業に対して、補助事業者が実施する各種支援業務に必要となる費用の一部を支援するものである。

第3 補助対象事業と本要綱の構成

本補助金の交付対象となる業務（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が主催するピッチイベントの受賞事業者等の都内への進出や事業化に向けて、補助事業者が実施する各種支援業務等とする。本要綱は、「本則」と「募集要項」から構成される。

第4 補助金額

「募集要項 第7 補助金額の算出」を参照のこと

第5 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、本要綱及び別途定める募集要項の内容を確認した上で、「別紙1 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業

(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援) 補助金 事業概要書」、「別紙2 補助金の交付申請書」、「別紙3 支援計画書」、「別紙4 誓約書」、契約締結前の契約書及び補助金の対象経費の根拠となる資料及びその他「募集要項 第15 提出書類」に記載のある書類を添付して、知事へ申請するものとする。

- 2 補助事業者は、第6 補助金の交付決定の通知を受けてから、支援対象フィンテック企業と契約の締結を行い、遅滞なく契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む）を都に提出すること
- 3 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、その契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む）を都に提出すること

第6 補助金の交付決定

- 1 東京都は、補助金の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知する。
- 2 東京都が必要と認めるときは、補助金の交付決定において補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 東京都は、補助金の交付決定に当たり、補助事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 東京都は、自らの裁量において予告なく本要綱に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要綱に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第7 補助金の交付申請の撤回

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付申請を撤回することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付申請を撤回する場合には、補助金交付決定通知書が交付された日から14 日以内に「別紙5 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の交付申請の撤回に係る届出書」を東京都に提出しなければならない。

第8 業務実績報告

補助事業者は、令和4 年度の実績について、令和5 年3 月末日までに「別紙6 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）に係る業務実績報告書」及びその他の提出書類を提出する。

第9 補助金額の確定

東京都は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び現地調査等からなる補助金確定調査により、交付すべき補助金額を確定し、補助金額の確定通知書により補助事業者に通知する。

第10 補助金の支給

「募集要項第13 本事業における実施規則 2 補助金の支給」を参照のこと

第11 関係者の責務

補助事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的にしたがって誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

第12 立入検査

「募集要項 第14 立入検査と是正措置 1 立入検査」を参照のこと

第13 適用期間

本要綱の適用期間は、令和4年5月31日（火曜日）から令和5年3月31日（金曜日）までとする。

第14 その他附則（詳細は募集要項を参照）

1 実績報告等

補助事業者は、補助事業の状況について、定期的に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要があることから、実績報告又はその他の報告を求められたときは、適切に対応しなければならない。

2 是正のための措置

募集要項「第14 立入検査と是正措置」の「2 是正のための措置」を参照のこと

3 決定の取消し

(1) 東京都は、事業者又は支援対象フィンテック企業が募集要項「第14 立入検査と是正措置」の「3 交付決定の取消し」に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 上記（1）の命令は交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。既に

その額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

- (3) 上記(1)の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、東京都が補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額(一部を返還した場合のその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (4) 東京都が、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (5) 上記(3)及び(4)に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

上記(4)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

令和4年度東京都

フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業

(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援)

補助金に関する「補助事業者」募集要項

目次

第1	事業目的.....	1
第2	事業の概要.....	1
第3	事業規模及び補助対象期間.....	1
第4	支援対象フィンテック企業.....	1
第5	補助金の対象経費.....	1
第6	補助事業者の要件.....	2
第7	補助金額の算出.....	2
第8	補助金の支給までの流れ.....	3
第9	事前相談.....	3
第10	補助金の交付申請.....	3
第11	補助金の交付決定.....	3
第12	補助金の交付申請の撤回.....	4
第13	本事業における実施規則.....	4
第14	立入検査と是正措置.....	4
第15	提出書類.....	4
第16	その他.....	6
別紙1	フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金 事業概要書	
別紙2	補助金の交付申請書	
別紙3	支援計画書	
別紙4	誓約書	
別紙5	補助金の交付申請の撤回に係る届出書	
別紙6	フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金に係る業務実績報告書	
別紙7	フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の請求書	

第1 事業目的

この補助金は、フィンテック企業の都内進出や事業化を加速させるため、ピッチイベントにおいて受賞等の良好な成績を収めた有望なフィンテック企業（※）に対して、補助事業者が実施する各種支援業務に必要な費用の一部を支援するものである。

（※）なお、「フィンテック企業」とは、革新的な技術やビジネスを有するなど、金融分野における成長及び産業育成等に資することが期待できる事業者を指す。

第2 事業の概要

本事業は、フィンテック企業の都内進出や事業化等に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において東京都が適当と認める範囲内で、補助事業者がフィンテック企業から徴収する費用等を減免する代わりに、東京都が当該減免額相当額を補助事業者に支給するものである。

第3 事業規模及び補助対象期間

1 本事業が想定する事業規模は、以下のとおり

- (1) 支援対象フィンテック企業（下記「第4 支援対象フィンテック企業」を参照）1社当たりの補助対象経費の上限は1,000千円
- (2) 令和4年度における補助事業者への補助金交付の限度額は5,000千円
- (3) 補助事業者及び支援対象フィンテック企業数は、補助金交付予算の範囲内で東京都が決定する。

2 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、交付決定の日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。

第4 支援対象フィンテック企業

補助金の支援対象フィンテック企業は、下記の要件を全て満たすものとする。

- 1 令和3年10月1日（金曜日）から令和4年9月30日（金曜日）の間に補助事業者が都内又はオンラインで開催したフィンテックに関するピッチイベントにおいて受賞等の良好な成績を収め、都内への進出や事業化に向けた各種支援サービスの提供を受けるフィンテック企業として、補助事業者が選定したフィンテック企業
- 2 平成30年度から令和3年度までの東京金融賞の受賞事業者として賞金を受領していないこと
- 3 東京への拠点設立を行う意欲を有していること。また、東京に進出した場合、研究開発拠点又は営業販売拠点等、東京の経済活性化への貢献度が高いと認められる機能を有する拠点の設置を予定していること
- 4 法令等に違反する事実がないこと
- 5 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- 6 公的機関等との契約における違反がないこと
- 7 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと
- 8 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- 9 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- 10 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと
- 11 その他、過去の業務その他の事業において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと

第5 補助金の対象経費

補助金は、支援対象フィンテック企業がビジネス機会を確保するために必要となる経費で、補助事業者が実施する支援対象フィンテック企業に対する支援に要する下記の経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、消費税及び地方消費税

相当額、官公署に支払う費用等、サービスの対価に該当しない経費並びに他の公的補助金や助成金の対象経費とされたものは除く。

- 1 プロモーション動画の作成経費
支援対象フィンテック企業のプロモーション動画作成等に係る動画撮影費用、編集費用等
- 2 イベントの開催
支援対象フィンテック企業の金融サービス、商品等に係るイベント開催費用等
- 3 都内オフィス等の利用費用
 - (1) 賃料等
賃料、サービス料、施設利用料、共益費その他の執務スペースの利用に係る対価として支払うもの
 - (2) 初期費用
入会金、セキュリティカード代、原状回復費その他の入居にあたり支払う必要があり、かつ支援対象フィンテック企業に返還されない費用
- 4 ビジネスプランの策定
ビジネス（資金調達）プラン策定に係る弁護士・会計士や経営経験者等の専門家への相談及びビジネスプラン策定費用等
- 5 東京進出支援
会社設立・金融ライセンスの要否、市場動向等に係る事前調査、専門家等への相談費用等

第6 補助事業者の要件

補助事業者は下記の要件を全て満たすものとする。

- 1 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること
- 2 補助金の交付申請前に、「別紙1 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金 事業概要書」の案を作成し、東京都に提出した上で、事前相談を行っていること。事前相談については「第9 事前相談」を参照のこと
- 3 フィンテック企業の都内への誘致・定着やフィンテック企業のビジネス機会確保を通じた成長に貢献するというという東京都の行政目的に賛同し、支援対象フィンテック企業への支援を行う予定であること
- 4 フィンテックピッチイベントの主催者であること
- 5 フィンテックピッチイベントをこれまでに複数回開催した実績があり、受賞企業等 に対して支援を提供できる十分な体制を構築できること
- 6 支援対象フィンテック企業への連絡体制を構築できること
- 7 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- 8 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- 9 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- 10 行政処分により業務停止命令の期間中でないこと。行政処分により業務改善命令を受けた場合、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していること
- 11 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

第7 補助金額の算出

- 1 補助金交付額は、補助事業者が実施した各支援対象フィンテック企業に対する支援に係る補助対象経費の合計とする。
- 2 補助対象経費は、定額補助（10/10）とし、支援対象フィンテック企業一社に対し1,000千円を上限とする（算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。最終的な実施内容、交付決定額については、東京都と調整した上で決定する。
- 3 なお、補助事業者は、補助金に係る経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

第8 補助金の支給までの流れ

補助金の支給までの手続きは概ね下記のとおりとし、詳細については、下記第9から第15の記載を参照のこと

- 1 東京都への事前相談・交付申請（下記、第9、第10参照）
令和4年5月31日（火曜日）～令和4年10月28日（金曜日）
※ 交付申請額が予算額に達した時点で募集を終了する
- 2 東京都からの「補助金交付決定通知書」の交付（下記、第11参照）
上記1の交付申請を受け審査を経た後、随時実施
- 3 東京都への報告書の提出（下記、第13-1参照）
令和5年3月末日まで
- 4 東京都からの「補助金額の確定通知書」の交付
- 5 東京都への補助金額の請求・補助金支払い（下記、第13-2参照）
令和5年5月末日まで

第9 事前相談

- 1 「第6 補助事業者」の要件に該当する事業者は、当該支援計画の確定前に、東京都へ事前相談を行い、事業概要等を説明する必要がある。
- 2 事前相談の流れ
 - (1) 東京都への事前相談前に、当補助金の申請手続きや支援計画の内容等について、東京都へあらかじめ相談の上、「別紙1 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金事業概要書」の案を作成の上、東京都に提出し、事前相談の日時を調整する（オンライン等で実施）。
 - (2) 事前相談では、当該支援計画の内容等を東京都に説明する。なお、事業内容等がわかる資料も用意すること

第10 補助金の交付申請

- 1 助事業者は、本要綱及び別途定める募集要項の内容を確認した上で、「別紙1 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金 事業概要書」、「別紙2 補助金の交付申請書」、「別紙3 支援計画書」、「別紙4 誓約書」、契約締結前の契約書、補助金対象経費の根拠となる資料及びその他「第15 提出書類」に記載のある書類を添付して、知事へ申請するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金交付決定通知書に記載の補助金の交付決定日以後、支援対象フィンテック企業と契約の締結を行い、遅滞なく契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む）を都に提出すること
- 3 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、その契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む）を持参又は郵送（J-Grantsによる提出も可）で東京都に提出すること

【提出先】

東京都 政策企画局 戦略事業部 国際金融都市担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一庁舎 14階 北側

第11 補助金の交付決定

- 1 東京都は、「別紙2 補助金の交付申請書」の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助事業者へ通知する。
- 2 東京都が必要と認めるときは、補助金の交付決定において補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 東京都は、交付の決定に当たり、補助事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 東京都は、自らの裁量において予告なく本要綱に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要綱に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第12 補助金の交付申請の撤回

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付申請を撤回することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付申請を撤回する場合については、補助金交付決定通知書が交付された日から14日以内に「別紙5 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の交付申請の撤回に係る届出書」を東京都に提出しなければならない。

第13 本事業における実施規則

1 業務実績報告

補助事業者は、令和5年3月末日までに「別紙6 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）に係る業務実績報告書」及びその他の提出書類を東京都に提出する。なお、補助事業が補助対象期間終了前に完了し、補助事業者の意向により補助対象期間を終了したい場合は、「別紙6 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）に係る業務実績報告書」の補助対象期間に当該期間を記載のうえ提出する必要がある。

(注)「第15 提出書類」を参照のこと

2 補助金の支給

- (1) 東京都から補助金額の確定通知書を受領した後、補助事業者は速やかに「別紙7 フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の請求書」を東京都に提出する。
- (2) 東京都は、補助事業者が指定する銀行口座に令和5年5月末日（休日、祝日の場合は前営業日）までに補助金を振り込むものとする。

第14 立入検査と是正措置

1 立入検査

東京都は、東京都職員をして、事業者に対して報告を求め、又は必要に応じてその事務所、事業所等に立ち入り、その業務活動について、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 是正のための措置

- (1) 本要綱及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査の結果、補助事業が本要綱にしたがって遂行されていないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを命じることがある。
- (2) (2) 状況報告等は、上記(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

3 交付決定の取消し

東京都は、補助事業者又は支援対象フィンテック企業が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員等であると判明したとき
- (3) 本要綱、その他法令に違反したとき

第15 提出書類

1 事前相談時

提出書類	必要部数	備考
フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金 事業概要書（別紙	1部	事業内容等がわかる書類の添付

1) の案		
-------	--	--

2 交付申請時

提出書類	必要部数	備考
フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金 事業概要書（別紙1）	1部	事業内容等がわかる書類の添付
補助金の交付申請書（別紙2）	1部	
支援計画書（別紙3）	1部	
宣誓書（別紙4）	1部	
申請金額の根拠となる資料（契約締結前の契約書等）	1部	支援に関する費用が明記されている契約締結前の契約書等。契約書等には補助金が交付された場合に補助金交付額相当分が支援業務の費用に充てられる旨が明記された特約、覚書等を記載すること
履歴事項全部証明書	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの
法人税、消費税に関する納税証明書（その1 納税額等証明用）	1部	最新のもの
会社案内・パンフレット	1部	
事業報告書又は有価証券報告書等、業務の実績及び財務の状況を説明したもの	1部	直近3期分

3 令和5年3月末日までに東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）の実施に係る業務実績報告書（別紙6）	1部	請求書、領収書等
申請金額の根拠となる資料	1部	支援に関する費用が明記されている契約書
【動画の作成】 動画のデータ（CDROM等）	1部	プロモーション動画を作成した場合提出すること
【イベントの開催】 イベントの開催日時、開催場所等の概要資料	1部	イベントを開催した場合添付すること。
【オフィス費用】 当該経費に掛かるオフィス等を確保していることを確認できる資料（賃貸借契約書等）	1部	オフィス利用について支援した場合添付すること
【専門家等への相談等経費】 相談等の内容、回数、期間等が確認できる資料	1部	専門家等に相談した場合添付すること

4 補助金請求時に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の請求書（別紙7）	1部	

（※）本要綱の別紙は原本を提出するものとし、各「別紙」への押印は、印鑑登録証明書と同一のものを使用すること。それ以外の提出書類については、写しも可とする。その他、東京都が必要とする資料の提出を求めることがある。

第16 その他

- 1 事業者への補助金の対象となった支払いに関して、領収書の改竄、過剰請求等の不適切な処理がなされていることが発覚した場合、補助事業者は東京都に対して、東京都がフィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）の実施に関連して支給した補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、本要綱に定めるもののほか、東京都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要がある。

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
_____会社名
_____代表者

印

フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業
(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援) 補助金
事業概要書

名称	
所在地	
代表者	印
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
Eメール	
URL	

事業の内容				
過去3期の決算状況と 今期の見込み	(百万円)			
		年 月期	年 月期	年 月期 (予)
	全体収益			
	経常損益			
	当期純損益			
	純資産			
	総資産			
組織体制又は組織図				
代表者の経歴	役職： 氏名： 経歴：			

※詳細な事業内容等がわかる資料を添付してください。

補助金の交付申請書

東京都知事 殿

所在地
_____会社名
_____代表者

印

令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金交付要綱第5につき、下記のとおり申請いたします。

記

1 補助事業の目的及び内容

フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）に係る支援対象フィンテック企業への支援

2 当該補助金申請に係る補助対象期間

_____年 月 日 から _____年 月 日 まで

3 補助金申請額（予定）

_____千円（※1）

4 支援対象フィンテック企業の情報及び契約情報

所在地		会社名	
代表者		担当者	
		部署名	
		担当者連絡先	
契約（予定）日	_____年 月 日		
契約金額（税抜き）		円	
補助金額（税抜き）		円	

所在地		会社名	
代表者		担当者	
		部署名	
		担当者連絡先	
契約（予定）日	_____年 月 日		
契約金額（税抜き）		円	
補助金額（税抜き）		円	

所在地		会社名	
代表者		担当者	
		部署名	
		担当者連絡先	
契約（予定）日	年 月 日		
契約金額（税抜き）		円	
補助金額（税抜き）		円	

所在地		会社名	
代表者		担当者	
		部署名	
		担当者連絡先	
契約（予定）日	年 月 日		
契約金額（税抜き）		円	
補助金額（税抜き）		円	

所在地		会社名	
代表者		担当者	
		部署名	
		担当者連絡先	
契約（予定）日	年 月 日		
契約金額（税抜き）		円	
補助金額（税抜き）		円	

※補助金が交付された場合に補助金交付額相当分が支援業務の費用に充てられる旨が明記された特約、覚書等が締結される予定である。

5 補助事業者の別途提出書類（様式は任意）

(1) 補助事業者の名称及び所在地
(2) 補助事業の営む主な事業（※2）
(3) 補助事業者の資産及び負債に関する事項（※2）
(4) 支援対象フィンテック企業への支援に関連する費用のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
(5) 補助事業等の効果
(6) 補助事業等に関して生じる収入金に関する事項

6 補助金の振込先（予定）

金融機関名：
支店名：
口座番号：（普・当）
振込先名：

（※1）消費税及び地方消費税相当額は除く。

（※2）補助事業者の直近の事業報告書又は有価証券報告書等の別添も可

年 月 日

支援計画書

東京都知事 殿

所在地

会社名

氏名（業務責任者）

_____ 印

支援体制及び内容について

- ・ 支援対象フィンテック企業名：
- ・ 支援時期：令和 年 月 ～令和 年 月
- ・ 支援内容：

- ・ 支援対象フィンテック企業名：
- ・ 支援時期：令和 年 月 ～令和 年 月
- ・ 支援内容：

- ・ 支援対象フィンテック企業名：
- ・ 支援時期：令和 年 月 ～令和 年 月
- ・ 支援内容：

- ・ 支援対象フィンテック企業名：
- ・ 支援時期：令和 年 月 ～令和 年 月
- ・ 支援内容：

- ・ 支援対象フィンテック企業名：
- ・ 支援時期：令和 年 月 ～令和 年 月
- ・ 支援内容：

※詳細な支援内容等がわかる資料を添付してください。

誓約書

東京都知事 殿

令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第14の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱14の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所在

会社名

代表者

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

年 月 日

補助金の交付申請の撤回に係る届出書

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者

印

令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金の交付申請の撤回について

年 月 日付 交付決定通知のあった標記補助金の交付申請は、下記の理由により撤回したいので、令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金交付要綱第7の規定に基づき届け出ます。

記

(撤回の理由)

年 月 日

フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業
(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援)に係る
業務実績報告書

東京都知事 殿

所在地

会社名

氏名 (業務責任者)

印

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業を完了しましたので、令和4年度東京都フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業（フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援）補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 補助金交付決定額 金 円
- 補助金の交付決定日 年 月 日
(補助対象期間 補助金の交付決定日から 年 月 日まで)
- 補助金請求予定額 金 円
- 実施した支援の内容 (別紙による提出や必要に応じて欄の拡張も可)
 - 実施期間
補助金の交付決定日から 年 月 日まで
 - 実施した事業内容の詳細について
 - 本事業がもたらした (あるいは今後もたらす) 効果について
 - 支援対象フィンテック企業別明細

支援対象フィンテック企業名：
経費名称：
単価： 円
数量：
総事業費： 円
内 補助対象経費： 円

支援対象フィンテック企業名：
経費名称：
単価： 円
数量：
総事業費： 円
内 補助対象経費： 円

支援対象フィンテック企業名：
経費名称：
単価： 円
数量：
総事業費： 円
内 補助対象経費： 円

支援対象フィンテック企業名：
経費名称：
単価： 円
数量：
総事業費： 円
内 補助対象経費： 円

支援対象フィンテック企業名：
経費名称：
単価： 円
数量：
総事業費： 円
内 補助対象経費： 円

※複数の契約がある場合、内訳項目がある場合等上記に記載しきれない場合は、詳細な支援内容等がわかる資料を添付してください。

年 月 日

フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業
(フィンテックピッチイベントに伴うビジネス支援) 補助金の請求書

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者

印

1 対象期間

補助金の交付決定日 (年 月 日) から 年 月 日まで

2 補助金請求額

(円)

3 補助金の振込先

金融機関名 :

支店名 :

口座番号 : (普・当)

振込先名 :

(注) 消費税及び地方消費税相当額は除く。